

第1回大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（中学校） 全体会 会議録

1 日 時 令和2年6月2日（火）13:30～15:00

2 会 場 大阪市教育センター 第5研修室

3 出席者

（委員）

水口委員長、宮本委員、泉水委員、石川委員、深野委員、筋原委員、山野委員、三枝委員、田矢委員、林委員、池内委員、八木委員、大畑委員、松田委員、富山委員、橋本委員、栗山委員、松井委員、森委員、榊委員、飯田委員、山口委員、藤田委員、新井委員、山西委員、高田委員、塩屋委員、盛岡委員、原委員

（事務局）

渡瀬指導部長、福山首席指導主事、弘元初等・中学校教育担当課長、平岡インクルーシブ教育推進担当課長、中道首席指導主事、安部首席指導主事、左海首席指導主事、西田首席指導主事、田中総括指導主事

4 議 題

(1) 選定委員の委嘱・任命及び諮問

(2) 第1回 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

5 会議録

（司会）

本日は大変お忙しい中、皆様、定刻にお集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、第1回大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を開催いたします。

議事に入ります前に、次第にあります選定委員の委嘱及び任命及び諮問につきまして進行のほうをさせていただきます、教育委員会事務局指導部初等・中学校教育担当の田中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

次第のI-1にあります教育委員会の挨拶ということで、まず初めに、教育委員会を代表いたしまして渡瀬指導部長がご挨拶いたします。渡瀬部長、お願いいたします。

（渡瀬指導部長）

皆様、改めまして、こんにちは。教育委員会の指導部長の渡瀬でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方には、平素より本市教育の充実発展にご支援、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に当たりまして、2月28日（土曜日）から、春休みをまたぎ、先月末までの約3か月間にわたって学校園の臨時休業措置を行いました。子どもたちにとっては、当たり前の日常が当たり前でなくなりました。また、これだけではなく、卒業式や

入学式といった人生の大きな節目にも様々な影響が出ました。子どもたちのことを考えると、ほんとうに残念でなりません。

教育委員会といたしましては、学校における感染拡大防止を第一に、このような状況下にある子どもたちの学習保障と心のケアを図ることを主眼に、様々な施策を講じてまいりました。また、今後のことも想定し、当初の予定を前倒しする形で、ICTを活用した学びを保障するための環境整備を進めているところでございます。

そんな中、緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、昨日の6月1日（月曜日）より、ようやく学校を再開することができました。最初の2週間は1学級の人数を20人程度以下とするなど、午前と午後の2分割にして授業を行うようにして、給食についても、その内容を少し変更しておりますが、実施してまいりました。

予定では6月の第3週から、感染防止対策を最大限に実施した上で平常どおりの授業へと段階的に前進していきたいと考えております。第2波、第3波を想定しつつ、新しい生活様式を児童生徒、教職員とともに意識して、教育活動を継続させていきたいと考えております。引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、本年度は令和3年度使用の中学校教科用図書の採択が行われる年に当たります。このたび、皆様方には大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきまして、重ねて御礼申しあげます。

ご承知のとおり、教科書は小学校、中学校等において主たる教材として使用義務のある図書であり、児童生徒の学習指導上、極めて重要な役割を果たすものであります。したがって、教科書検定制度のもとで種目ごとに数社から発行されております教科書の中から学校で使用する教科書を選定することは、教育委員会の重要な仕事の1つと考えております。本市におきましては、昨年度の小学校採択より、大阪市内1つであった採択地区を4つの採択地区とし、それぞれの採択地区で実情、実態を踏まえ、教科書を採択することとしております。

選定委員会の構成は、より一層広い視野に立った採択ができるよう、学識経験者として、桃山学院教育大学特別客員教授 深野様、大阪体育大学教授 八木様、大阪市立大学大学院准教授 森様、大阪総合保育大学准教授 高田様をお願いしております。また、保護者や市民の意見を踏まえた調査研究の充実のために、保護者代表として大阪市PTA協議会から宮本様、田矢様、橋本様、藤田様、学校協議会委員として泉水様、林様、栗山様、新井様をお願いしております。さらに、現場の校長先生方や区担当教育次長をはじめとする教育委員会事務局の担当者を加えた構成となっております。

また、今回の採択よりこの選定委員会の仕組みを変更しており、水口委員長以外の皆様はいずれかの採択地区にて審議いただく地区部会に所属していただきます。それぞれの地区にふさわしい教科書の採択に向けてご議論いただきますようお願いいたします。

教科書採択は、教育委員会の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で適切に行うとともに、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となってまいります。採択の公正性・透明性の確保には特に配慮してまいります。教科書採択に対する保護者、市民、マスコミ等、各方面の関心は非常に高く、採択後は採択結果とその理由の公表、さらには審議過程や選定委員のお名前等も情報公開の対象となってまいります。選定委員の皆様におかれましては、来年4月から4年間、本市の中学校の子どもたちが使用いたします教科書の採択が公正かつ適切に行われますよう、公正確保の徹底に一層のご協力をお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、次第のⅠ－２、選定委員の委嘱及び任命と紹介に移らせていただきますが、本来でありましたら皆様に委嘱状、任命状をお一人ずつお渡しするところではありますが、時間の都合により、お手元の封筒の中に入れてさせていただいております。ご確認いただきたいと思います。よろしく願いいたします。また、本日まで参加の皆さんのご紹介につきましても、時間の都合により、お手元の座席表にてご確認いただくことで代えさせていただきたいと思います。

なお、なお、本日後半に地区部会を開催いたします。今後は、この選定委員会においては、その地区部会の皆様でのご審議が中心になるかと思っておりますので、その場で「紹介の時間」を取らせていただきますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして、資料３の選定委員の資格要件及び責務の説明をさせていただきます。

封筒の中に今日の資料が入っておりますが、少し厚めのホチキス留めの資料「令和３年度使用 中学校教科用図書の選定について」というタイトルのついた冊子、全てで51ページまでページ番号が入っているものを出していただけますでしょうか。

まずは２ページをお開けください。

２ページに、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則をつけてございます。その第２条第３項に「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は委員会の委員となることができない」と示されております。

ここでいう教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者とは、別のものでクリップ留めにて誓約書をつけさせてもらっています。そのクリップ留めの２枚目、後ほど１枚目の誓約書を書いていただきますが、２枚目のところに誓約書記載上の注意ということで記載させてもらっています。この文章は、平成28年6月20日付の文部科学省初等中等教育局通知によるものでございまして、「特定の教科用図書が採択されることにより、直接に利害または損害を受ける者」であり、「例えば次に挙げる者をいう」ということで、ア 教科書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び三親等内の親族、イ 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるかを問わず、事実上発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者、ウ 教科書及び教師用指導書の著作・編集者（事実上、著作・編集に参加し、または協力した者を含む）、エ ウの著作・編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者、オ 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者。また、※印に、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を含むとなっております。

また、主な責務といたしましては、先ほどごらんいただきました規則の第２条第４項に、「委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」と記されております。

以上の点をご理解いただくとともに、ご留意いただきますよう、よろしく願いいたします。

引き続きまして、それを受けまして、委員の皆様におかれましては、ただいまの説明の趣旨をご理解の上、誓約書にご署名とご捺印をお願いいたします。

特に保護者として来られている方につきましては、所属・職名のところは学校名と保護者と書いてください。学校協議会委員の皆さんにつきましては、この所属されている学校協議会の学校名と学校協議会委員と書いていただいて、お名前をお願いいたします。

それでは、ご署名とご捺印をお願いいたします。また、朱肉も用意しておりますので、必要な方がおられましたら係の者にお声かけください。後に順次、係の者がその誓約書を回収させていただきます。

と思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、次第のⅠ－５、教育委員会から選定委員会へ諮問の交付をさせていただきます。

諮問につきましては、先日５月２９日に行われました教育委員会会議で承認をされております。それでは、水口委員長、渡瀬部長、よろしくお願いいたします。

(渡瀬指導部長)

令和３年度使用中学校教科用図書の選定について（諮問）。

標題について、理由を添えて諮問いたします。

理由。令和３年度使用中学校教科用図書については、全ての教科書について新たに採択を行う必要がある。

教科用図書の採択を行うに当たっては、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことができる選定委員等により充実した調査研究がなされる必要がある。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書の選定委員会においては、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画等に示された基本的な目標に基づいて調査研究を行うとともに、ＩＣＴ機器等を活用した学習活動など新しい授業様式も考慮し、各教科書用図書の特に優れている点や、特に工夫・配慮を要する点を明確にし、採択権者が十分な審議を行えるよう、それぞれの採択地区等にふさわしい教科用図書について報告するなど、採択権者である教育委員会の判断に資する答申となるよう努めること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。

今、委員長に渡しました諮問のコピーを今から配らせていただきます。担当の者がお持ちしますので、ご確認ください。

以上をもちまして、選定委員の委嘱、任命並びに諮問を終了させていただきます。ご協力、どうもありがとうございました。

では、これから引き続きまして、第１回選定委員会に入らせていただきます。

進行を水口委員長に引き継がせていただきます。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

失礼いたします。引き続きまして、第１回選定委員会を開催いたしたいと思います。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づきまして、この会の進行、議長を務めさせていただきます委員長の水口でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会の成立につきまして、選定委員会規則第６条第３項に基づき委員の過半数の出席がございますので、会の成立を宣言いたします。

なお、会則第６条第５項により会議は非公開で行います。

それでは、会を始めるに当たり、私から一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、新型コロナウイルス感染症の対応等でたいへんお忙しい中、本市の中学生のためにお集りいた

いただきましたこと、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。新型コロナウイルス対応につきましてはまだまだ未知の部分が多く、第2波、第3波の襲来等々が来ることも考えられ、予断を許さない状況ではございますが、子どもたちのために心をついに力を合わせてこの難局を乗り切っていけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど指導部長からのご挨拶にもありましたが、大阪市の教科書採択につきましては、選定委員会の仕組みにおいて昨年度の小学校採択から大きな変更がございます。私を除く皆様におきましては、採択地区ごとに設置された地区部会に所属していただき、担当する採択地区の教科書採択に向けて教育委員会への答申を作成していただくこととなります。委員長の私につきましては、本日のこの会において全体的な方針と調査の観点、作成の取りまとめをさせていただきますが、その後はそれぞれの地区部会において、採択地区の実情や課題を踏まえながら、採択地区にふさわしい教科書について調査研究を重ねていただくこととなります。最終的には地区部会において各地区、託されている地区の答申を取りまとめていただき、この後、互選にて選出をいただく地区部会長からの報告を受けさせていただきます形となります。

選定委員会としましては、大阪市全体の課題も視野に入れながら、それぞれの採択地区の子どもたちが興味関心を持って学力の向上に役立てることができる教科書を選定するための調査研究が必要だと感じております。

なお、今回改正されました選定委員会規則におきまして、従来の副委員長職は廃止をされております。しかしながら、第4条第4項におきまして「委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する」とございますことから、この場をお借りいたしまして、職務代理者として教育委員会事務局指導部において各ブロック担当部長の取りまとめ役を担われております第3地区部会所属の飯田委員にお願いしたいと考えております。飯田委員、よろしくお願いいたします。

最後に、より適正かつ公正な調査研究に向けまして皆様にご尽力いただくことをお願いいたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。選定委員の皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って議事を進行させていただきます。

会議次第に沿って進行させていただきます。

初めに、配付資料の確認を、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、配付資料について改めてご説明をさせていただきます。

たくさん資料が入っております。申し訳ございません。

封筒の中に配付資料一覧という1枚のプリントが入っていると思いますが、それに基づいてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目が、既にごらんになっていますが、第1回大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の次第でございます。1枚でございます。続きまして、入り口でお渡しいたしました座席表です。これが1枚でございます。続きまして、先ほどご提出いただきました誓約書に関わりまして、誓約書はもう出していただいておりますが、そこについておりました「誓約書記載上の注意」1枚でございます。次に、先ほど少し見いただきましたが、「令和3年度使用教科用図書の選定について」と題する51ページになります資料でございます。次に、「令和3年度使用教科用図書『調査の観点(中学校用)』(案)」という、これも2点ホチキス留めしている冊子でございます。次に、左肩にホチキスで1つ留

めていまして、上に「令和2年度使用教科用図書答申資料（第1地区）」とあります、4枚ほどついているプリントであります。さらに、これも後ほど説明しますが、「ご来場者の皆様へのアンケート」ということで、教科書展示会でやるアンケートが1枚でございます。次に、中学校学習指導要領の一部抜粋ということで、国語が一番トップページについていますが、今日の資料の一番分厚い資料で、1冊でございます。あと、事務日程が1枚、スケジュールがついています。あと、続きまして、発行者一覧ということで、今回の採択に関わる教科書会社、正式名称が載っている一覧表が1枚あります。ここまでの、全ての選定委員の皆さんに共通してお配りしているものでございます。

続きまして、今から申しますものは、委員の皆様によって若干違いがあります。

まず、今から申しあげますのは、本市職員以外の方にお配りしているものであります。口座振替申出書と、それにクリップ留めさせてもらっています、その提出の際の注意事項を記したプリント。さらに、「交通費の経路について（参考）」と題するプリントと、「個人番号（マイナンバー）提供用紙」、以上4枚でございます。

なお、この中で「交通費の経路について（参考）」は、お手数をおかけしますが、本日お帰りの際、つまり地区部会終了時にご提出いただきたいと思っておりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

最後に、続きまして、本市職員の中でも教育委員会事務局及び教育センター以外の職員の皆様、校長先生になるかと思いますが、出張旅費の関係の書類で口座振替申出書と、その提出の際の注意事項を記したプリント、さらに教科書採択事業市内出張交通費請求明細書と、その書き方の見本の4枚をつけさせていただいています。

そういった書類を、今日、宛名シールを貼った封筒に入れさせてもらっておりますが、もう1枚、宛名のシールを貼っていない、封筒を1つつけさせてもらっています。後ほど、これは全ての会が終わったときに、こちらでお預かりする分とお持ち帰りいただく分を分けるために2つ用意させてもらっていますので、またその説明につきましては地区部会の最後のところでさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

（委員長）

よろしいでしょうか。

次に、令和3年度の使用教科用図書の採択と関係法令等につきまして、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

失礼いたします。令和3年度使用中学校教科用図書の採択と関係法令について、ご説明をさせていただきます。

引き続きまして、指導部初等・中学校教育担当の田中でございます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、基本的なところで幾つか確認させていただきます。

今回は、昨年度の小学校の採択に引き続きまして、中学校で全ての種目の教科書を採択することになります。

なお、先ほどから申していますが、教科書採択の中でよく種目という言葉が出てきます。あまり耳慣れない言葉なのかと思われませんが、皆さんにとってはどちらかという教科という言い方になじみがあるのかと思います。例えば中学校の教科で国語という教科がございます。教科は国語ですが、ただ、その国語科の教科書としまして、いわゆる国語の教科書というものと書写の教科書と2種類があります。それぞれの教科書の名前でいう、国語、書写というのを種目と呼んでおります。

同様に社会科につきましても、中学校の場合は地理的分野の教科書、歴史的分野の教科書、公民的分野の教科書、それと地図、よく地図帳と呼びますが、地図といいます。この4種目という形になります。

このように教科の名前と種目にずれがある場合もあれば、数学科とか理科のように教科書の名前も種目も数学と理科だけのものもあります。詳細については、後ほどご説明させていただきます。まず、種目というのはそういう意味だということでご理解いただきたいなと思っております。

また、先ほどのご挨拶等にもありましたが、本市では昨年度の小学校採択から採択地区の数を1つから4つに変更しております。

なお、平成30年の12月末に行われました教育委員会会議で4つに変更した議決を行っておりますが、そのときの変更の理由というのは主に3点ございます。1つ目は、教育行政の推進に当たっては、「ニア・イズ・ベター」の考え方にに基づき、分権型教育行政を進める観点から、教育委員会事務局の4ブロック化について検討する状況にあること。2つ目が、ブロックごとに教科用図書の調査研究を行うので、より現場の意見に即した教科書の採択事務を進めることができること。3つ目が、採択地区を複数化することにより、採択された教科用図書について、教員がより近いまとまりの中で児童生徒の教育に応じた研究を主体的に進めることができること。それら3点の主な理由で、変更をさせていただいております。

今回の中学校採択も同様に4採択地区で採択が行われますが、その変更理由の趣旨を踏まえた形で採択事務を進めてもらいたいと考えております。そこで、本日、選定委員になっていただきました皆様に、どのような立場でこの採択に関わっていただくのかという説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この選定委員会という会についての説明でございます。

お手元の資料にホチキス留め、51ページあるといいました、「令和3年度使用中学校教科用図書選定について」という冊子をごらんください。

まず、1つめくっていただきまして、1ページをごらんください。

ここに執行機関、附属機関に関する条例を記載させていただいております。ここの中にこの選定委員会は位置づけられておりまして、教育委員会の附属機関ということで、いわゆる審議会という位置づけとなっていること、条例上そうなっているということをまず確認させていただきます。

この条例のもとに、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則、以下、規則と申しますが、を定めております。これが先ほど少し見ていただきましたが、2ページ、3ページになります。

なお、この規則が先日行われた5月29日（金曜日）に開催されました教育委員会会議でその一部を改正しております。実際ここにお示ししているのは改正後のものをお示ししていますが、具体的にどう変わったかというのは後ほど説明いたします。いずれにしても選定委員会の枠組みとか採択の仕組みと大きく関連するところがございます。

なお、3ページの一番最後に公布日が空白になっておりますが、改正の議決が諮られたばかりでございますので、まだ公布がされていない状態となっております。ただし、決定の最後のところに令和2

年5月29日適用するという形で議決されておりますので、今回はこの改正後の規則にのっとり行うということには変わらないというところでご確認いただきたいと思っております。

それでは、続きまして、採択の手順や仕組みについてご説明申し上げます。

4ページに進んでください。

令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択についてということで、手順等をまとめているところですが、5ページには、諮問から調査研究、答申、採択までの流れが書かれておりますが、特にここで確認させていただきたいのは、図の下のほうに8月上旬に答申、8月下旬に採択となっております。前年度の小学校採択では、7月下旬に答申、8月上旬に採択となっております。これは新型コロナウイルス感染症の影響で、まさに学校再開の時期とこの学校現場の調査研究に当たる時期が重なっていくことを踏まえまして、例年より長めの調査期間を設定させていただいております。その関係で、後の事務日程でご説明させていただきますが、第2回選定委員会の開催を例年より遅らせていただきまして、それですれるような形で答申、あるいは採択も例年よりは少し遅れるという形で進めさせていただきたいなと思っております。

では、続きまして、6ページ、向きがち横長になっている仕組みの図をごらんください。

まず、この教科書採択につきまして大前提として確認をさせていただきますが、教科書採択の権限と責任は教育委員会にあります。最終的にどの教科書に決めるかを選ぶこと、採択することは教育委員会会議で行います。8月下旬にするということです。そこで教育委員会は、この選定委員会の皆様に教科書選定について先ほどありました諮問を行いました。その諮問に応じて調査研究していただくわけですが、改正しました規則の第5条に、第1項で「委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条の規定に基づき設定されている採択地区ごとに地区部会を置く」といたしまして、さらに第2項で「委員長を除く委員は、それぞれ教育委員会が指定する地区部会に属するものとする。」となっております。また少し戻りますが、第4条2項には、「委員長は、教育委員会が指名する」となっております。ということで、既に皆様におきましては、委員長や皆さんがそれぞれどの地区部会と決めさせていただいた上で、本日お集まりいただいているということになります。そのことも先日の教育委員会会議の中で全て確認いただいて、本日に至っているということになります。

そこで、仕組みに続きまして、選定委員会の中に第1地区部会から第4地区部会までが設置されているというのが分かるかと思えます。なお、各地区部会のメンバー構成は、保護者として大阪市PTA協議会より1名、学校協議会委員から1名、学識経験者から1名、現場の校長先生1名、区長が兼務をされております区担当教育次長として1名、この4月から始まりました教育委員会の4ブロック化に伴って新設されました教育ブロック担当部長1名、そして、学校教育の専門的知識を有する職員として教育センターや指導部の課長及び首席指導主事1名、計7名が各地区に入って、7名おられるということです。つまり地区部会7名と、地区部会に属さない委員長を合わせた29名が本年度の選定委員会のメンバーになるということでございます。

そして、また仕組みの図に戻りますが、黒い矢印で報告とありますように、地区部会ごとに専門調査会と学校調査会というものを設置いたします。これは昨年度の小学校採択でも同様であった調査会ですが、昨年度は2つのこの調査会を地区調査会という形で取りまとめておりましたが、今回は、今回の規則改正によりまして選定委員会の地区部会を設置することになりまして、逆に地区調査会を廃止しています。

では、2つの調査会についてご説明いたします。

まず、学校調査会の調査に関わる者は、各学校の地域や児童生徒の実態に応じた視点で調査研究を

行い、専門調査会で地区部会に報告することとなっています。また、専門調査会の調査に関わる者は、各種目について専門性の高い校長や教員で構成されております。専門調査会は専門的な立場で調査研究を行い、各地区の学校調査会の結果を加味した調査研究の結果を基に、次回の選定委員会に置いて報告をいただきます。その報告をベースに、各地区部会においては教育委員会への答申内容について審議をしていただき、最終決定いただくと、そういう流れになっているということでございます。

今、地区部会において審議、決定と申しましたが、3ページの規則に戻っていただくこととなりますが、3ページの上の第7条第2項に、「委員会は前項において準用する第6条第4項の規定により地区部会の議事が決されたときは、当該決議をもって委員会の決議とすることができる」と規定しております。各地区の答申については各地区部会にて決定いただくということになっているということをご理解いただきたいと思います。

言ったり来たりで申し訳ございません。もう一度、5ページの仕組みの図に戻っていただきます。先ほど、本市は4採択地区で採択を行うとご説明させていただきましたが、中学校につきましては2つの中高一貫校がございます。1つは咲くやこの花中学校、もう1つは水都国際中学校でございます。その中高一貫校の教科書採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律の第13条第3項に、「高等学校における教育と一貫した教育を施す学校においては、種目ごとに一緒に教科書の採択を行うものとする」とありますので、4採択地区とは別に採択をするということになっております。

そこで、仕組みの図の下に地区割りを書かせてもらっていますが、中高一貫校2校につきましては、それぞれの学校が立地する区、具体的には此花区、住之江区を含む採択地区の地区部会で別途、答申についてご審議をいただくということでさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、次の6ページに行きますと、委員会、調査会の役割について示していますが、中でも上から2段目の教科用図書選定委員会の事務局の欄に、「地区部会については当該採択地区に当たる各教育ブロックの指導主事が事務を執り行う」とあります。今回の採択の仕組みの変更に関わっては教育委員会のブロック化と大きく関連をしております。つまり、本日後半の地区部会、あるいは2回目以後も地区ごとにやっていただきますが、その運営事務も採択地区と同じ区割りとなっている各教育ブロック担当が担うこととさせていただきます。そのこともありまして、座席表をお手元にご用意させてもらっていますが、両サイドに事務局が座らせていただいておりますが、特に窓側のほうに4名、各ブロックを担当する首席指導主事が座っておりますが、そこで事務のほうを担っていくということをご承知おきください。

あわせて、教育センターを中心とした各教科を担当する指導主事は、その専門性を生かしまして専門調査会からの求めに応じて指導助言に当たることとします。

今、地区部会にて答申を審議していただくことをご説明させていただきました。また規則の話になりますが、「地区部会長は地区部会を代表し、会務を総括し、並びに地区部会の審議の結果を委員長に報告する」と決めさせていただいておりますので、決定は各地区部会でしていただくことになりませんが、最終的に地区部会長が委員長に報告していただくこととなります。その報告の形につきましては連絡会という形を設けさせていただきまして、委員長に地区部会長からしていただく形を今後考えております。

なお、地区部会長につきましては現在まだ決まっております。規則の中では地区部会内の互選となっておりますので、本日後半の地区部会の中で、選出をお願いいたします。

7ページには採択地区区割りを示させていただいています。このような地区割りで進めるということでご理解ください。

続きまして、8ページでございます。

今回の教科書の見本本の発行者一覧でございます。

左側の縦軸に、先ほどご説明しました教科と種目がそれぞれ分類されており、10教科の中の16種目の教科書が今回の対象ということです。それを採択地区にて1者ずつ採択します。

1者という言葉が出てきましたが、各種目につき1つの教科書会社を選ぶということです。例えば数学の場合、丸が7つあります。つまり数学の教科書を発行する会社が7者あるということです。その中から1つを最終的に教育委員会が選ぶということになります。例えば数学の場合、教科書は実際に1年生、2年生、3年生、学年別に分かれた教科書になっておりますが、学年ごとに別々に選ぶということはしません。数学は1つで、セットで選ぶということになっております。

ちなみに、表の中に丸が69個あります。選定委員会で答申を作っていただく対象となるのはこの全ての発行者になりますので、採択地区ごとに69枚の答申を作っていただくということになります。

また、この表の上段は各発行者の名前を略称で書かせてもらっています。正式な名前につきましては別紙にて一覧表がついていますので、そこと照らし合わせていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

次に、9ページに移りまして、市民が教科書を閲覧する機会を確保するため、市内31か所に設置しています教科書展示会の場所と展示期間一覧を掲載しております。見本本をこちらでもご覧いただけます。早いところでは、昨日から始まっているところがございます。

また、展示期間につきましては、ちょっと表が細かくて申し訳ありませんが、文部科学省が定める法定展示という期間と、各センターが任意で設定する法定外展示、2種類ございます。法定展示は6月の第2金曜日から実質14日間ということになっており、本年度は6月12日（金曜日）からとなっております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、本年度は6月12日から7月31日までの間の任意の14日間を法定展示するという文科省の通知が来ています。そこで、一部の教科書センターでは、場所等を変更する関係もありまして、法定展示期間を例年よりずらしているところも若干ございます。

いずれにしましても、広く市民や保護者の皆様に教科書に触れていただく機会は大事でございますので、特に表の上段のほうには市内8か所の図書館で行う展示会場が示されていますが、例年より長く、7月末まで法定外展示を実施していただいておりますし、一部の区役所でも長く設定いただいております。多くの方に見ていただく機会を作っております。ただし、こういう状況でございますので、感染拡大予防の観点から、留意しながら各区役所等でもやっけていただいているということで、ご承知おきください。

では、10ページに移ります。

説明が長くなり、申し訳ございませんが、採択に関わる根拠となる法令等の参考資料をつけさせていただきます。

10ページは、下段の「無償措置法」第14条と、施行令第15条に、教科書採択の定義や、同一教科書を採択する期間が4年であることが書かれています。今回採択する教科書は、4年間使用します。

11ページの中程「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置法に関する法律施行規則の漢数字「二」に、あつてはならないことですが、「採択に直接の関係を有する者の不正な行為があつた

と認められる場合」に採択をやり直すという条文です。

次に、13ページの一番下、「採択結果及び理由の公表」です。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第15条に、ページがまたがりませんが、「教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、(中略)採択した理由その他(中略)省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。」とあります。

文部科学省の通知文等で公正性・透明性が求められる中、教育委員会としましては、選定委員会の議論の経過について、地区部会も含め、より分かりやすい議事録を作成し、教科書の採択後はホームページに掲載するなど、速やかに公開していく予定をしております。

この選定委員会は、大阪市の条例に基づく審議会ですので、条例や規則に基づき、採択後には、報告資料や議事録などを公表してまいります。皆様のお名前につきましても、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保するため、今は名簿を非公開としていますが、教科書が採択された後は、情報公開請求があれば公開の対象となります。公文書公開の原則では、発言は全て議事録に載り、採択後にホームページ等で公開となる予定です。ご了承ください。

次に、14ページにあります、大阪府教育委員会からの通知ですが、2つ目の丸印「令和3年度使用義務教育諸学校教科用図書採択の基本事項」の「1」に、採択の基準について記載されています。一番下の(2)の「ア」、15ページ上段に移りますが、採択地区の教育的諸条件を勘案し、地域や児童の実態に応じて最も適切な教科用図書を採択すること」とあります。

次に、少し飛ばしまして、21ページ以降は、文部科学省からの通知文となっています。この令和2年3月27日付けの文部科学省初等中等局長の通知文に、今回の採択事務の進め方の根拠となる指示が記載されています。

まず、21ページは「教科書採択における公正確保の徹底等について」となっています。

24ページの9行目「教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当」またその下、「直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではない」とあります。先ほどの誓約書は、これらと同一の考えに基づきます。

次に、29ページ「(2)教科書の調査研究の充実について」の2つ目の丸印の1段落目、その4行目、「その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に努めること」とございます。これを受けて、本委員会では、保護者等の代表として大阪市PTA協議会や学校協議会のご代表の皆様に入っております。より幅広い視点でのご意見をよろしく願います。

30ページの下段、「(5)教科書採択に関する情報の公表について」には、先ほどの無償措置法やその施行規則のところでもご説明しました「教科書採択に関する情報の積極的な公表」について書かれています。

最後に、47ページ以降は、例年の通知にはない、「新型コロナウイルス感染症」に関連した通知になります。

以上、申し訳ございません、長くなりましたが、教科書採択と関係法令についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。ただいまのご説明でご理解いただいたことと存じますが、何かご質問等はありませんでしょうか。

(委員長)

それでは、今のところについてはしっかり見ていただいて、公平公正な採択のほうを、調査のほうをやっていただけたらと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、調査の観点についてお諮りをいたします。

この調査の観点につきましては、この後にご審議をいただき、本日の選定委員会で決定いたしますので、よろしくをお願いいたします。まず、事務局に説明をお願いします。

(事務局)

失礼いたします。調査の観点についてご説明させていただきます。

お手元に別刷りで「調査の観点（中学校用）」という、上に（案）とついた冊子をお出しいただきますようお願いいたします。

これは、この後、専門調査や学校調査によって留意していただきたい事項などを示したもので、この選定委員会で定めていただくものでございます。教育委員の皆さんのご助言を踏まえまして、まずは案としてご提示をさせていただきますので、ご審議いただきますようお願いいたします。

では、順に説明申しあげます。

まず、1ページと2ページでございます。

ここには教科用図書の調査及び研究に当たっての留意事項をまとめさせていただいております。大きく2つありますが、まず、左側の1ページ、1番に調査の基本的態度というところで、(1)、(2)、(3)とあります。(1)は大阪市教育振興基本計画等に示された基本的な目標に基づいて調査及び研究をすること、(2)が、大阪市の教育施策との関連性に基づいて研究調査を行うこと、(3)が、今日的な教育課題に基づいて調査及び研究を行うと示しています。

また、(1)につきましては、本日の冒頭に教育委員会から交付いたしました諮問文にも、「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会においては、教育基本法、学習指導要領、大阪市教育振興基本計画等に示された基本的な目標に基づき、調査研究を行う」とありますが、そこに関連しております。

そこで、四角囲みの枠の中に、大阪市教育振興基本計画に掲載されている目指すべき目標や基本となる考え方を示させていただきます。

さらにその下の(2)の枠の中には、大阪市の教育施策との関連性に基づいて研究調査をするということについて、大阪市教育振興基本計画の2つの最重要目標と、重点的に取り組むべき施策について示させていただいております。

さらに2ページに移りまして、(3)です。今日的な教育課題につきましては、昨年度の小学校採択同様、教育委員の方からのご意見を踏まえて作成しておるものでございまして、いずれも小学校では今年度から、中学校では来年度から本格実施されます新しい学習指導要領の中で、各教科の目標や学習内容等の基本的な考え方や留意事項をまとめた総則に記載されている内容とほぼ一致をしているということになります。

1つ目としましては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、2つ目としまして、論

理的思考力・判断力、豊かな表現力等の育成、3つ目としまして、道德教育を通した、豊かな心や創造性の涵養を挙げさせていただいております。また、これらの観点を踏まえつつ、新たな時代を生きる子どもの視点に立った配慮・工夫がなされているかについて、調査及び研究を行うというふうにさせてもらっています。

なお、その下に、調査会を構成する者の資格要件及び責務を示しております。選定委員の皆さん同様に、各調査会の調査員に対しましても誓約書を書いていただくということになっております。

これを基本的な考え方とさせていただいた上で、3ページ以降が種目ごとの選定基準ということになります。

先ほど申し述べましたように今回16種目の採択を行いますので、同じようなページが3ページから18ページまでの1ページずつ、16ページ構成となっています。

まず、3ページに国語のページがありますが、これを使いまして全体的なお話をさせていただきます。

共通することから説明させていただきますが、まずは国語の表の左端に示します項目についてご説明します。どの種目も、国語にありますように大きく項目を3つに区分けさせていただきます。項目1が大阪市教育振興基本計画等との関連、項目2が内容の取扱い、項目3がその他、具体的には外的要素、構成・配列、資料等となっております。

昨年度の小学校採択においては、項目3が外的要素、構成・配列、資料・その他と3つに細かく分けておりましたが、今回は項目間の重要性のバランスを考慮いたしまして、内容的には従前のものを踏襲いたしますが、項目としましては1つということで、3という形にさせていただいております。

項目の順に見ていきますと、項目1につきましては、冒頭に申しましたように1ページから2ページに記載します調査研究に当たっての留意事項を踏まえまして、①と②に、大阪市教育振興基本計画の2つの最重要目標、安心安全と学力・体力の向上の2つを上げています。③、④、⑤が今日的な教育課題に基づいた観点を上げています。あと、項目1につきましては全種目共通で、どこの種目もこのように設定しています。

続きまして、項目2は、各種目に関わる教科の目標や学習内容に関わった観点となっています。したがって、種目によって記載内容が異なりますが、詳細は後ほどご説明させていただきます。ただし、観点数につきましては、種目間のバランスを考慮しまして7観点で統一させていただいています。

次に、項目3についてです。その中の①から④、これにつきましては外的要素についてでございます。⑤と⑥は構成や配列についてでございます。⑦と⑧は資料のことについての観点ということで、8観点としています。どの種目も同じく8観点で、内容もほぼ同じとしています。

今、ほぼ申しましたが、1点だけ異なるのが観点の⑥番です。例えば国語では、学習した内容を確実に習得できるよう、学習の内容や過程を振り返ったり、学んだことを生活に生かしたりすることができるよう配慮されているかということですが、ほとんど教科は同じですが、一番最後の道德の⑥をごらんください。道德はほかの教科と違いまして、特別教科という言い方をいたします。ほかの教科のように知識や技能を習得するというような性格のものと少し違いますので、このような表現にさせていただいております。いずれにしても学習を自ら振り返って考えるという趣旨は同様で考えておるといことで、よろしく願いいたします。残りの部分は共通であるということになります。

以上が、全種目に共通する内容でございます。

続きまして、種目によって内容の異なる項目2についてご説明いたします。

国語の3ページのところに戻っていただき、最初にこの項目2の7観点を設定する共通事項のことから説明させていただきます。

先ほども言っていますように、内容の取扱いとしていることから、それぞれの種目に関わる教科の目標や学習内容、さらにその留意点などから設定する必要があると考えます。その上で、そういったものよりどころになりますのが学習指導要領でございます。

本日は保護者の方や学校協議会委員の方もおられますので少し説明を加えさせていただきますと、観点のページはそのままにしておいていただきまして、一番分厚い冊子でございます学習指導要領の抜粋ですね、一番上に第2章、各教科、第1節、国語と書かれているものがあります。これが平成29年3月に文部科学省から告示されて、来年の4月から本格的に取り扱われる学習指導要領の抜粋でございます。

冊子は、「第2章」からとなっておりますが、「第1章」は、項目1にて説明いたしました、全体的な考え方や留意事項を示した『総則』となっております、この「第2章」において、各教科の具体的な目標や学習内容等が、教科別に「第1節」の「国語」から、「第9節」の「外国語」、つまり「英語」まで示されております。また、「外国語」の次に、「第3章 特別の教科 道徳」が続きます。

どの教科におきましても、「目標」「内容」「指導計画の作成と内容の取扱い」の順に記載されているのが、基本的な構成となっております。

先ほど、この学習指導要領が、来年4月から実施と申しましたが、この「特別の教科 道徳」については、中学校においては、昨年度から先行実施されており、いわゆる「道徳の教科化」がされております。そのため、中学校の道徳の教科書は、一昨年度前に初めて採択が行われ、昨年度から各校で使用していますが、今回の採択において、他の教科同様に、新しく採択することになっております。

そこで、「調査の観点」に話を戻させていただきますが、「項目2」の観点を提案させていただくうえで、一番重要視いたしましたのが、学習指導要領にて定められた各教科等の「目標」でございます。

例えば、お手元の「学習指導要領」の1ページをご覧ください。第1節「国語」の「第1 目標」とありますが、冒頭にどのような資質・能力を目指すのかが明確にされ、そのうえで、育成させたい力を、(1)～(3)の3つにまとめられています。

国語の場合は、「言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力」を目指すことがベースとなります。

そして、その資質・能力の要素を(1)～(3)の3つの柱にして、整理しています。この(1)～(3)は、どの教科にも共通する構成となっております、(1)は、「知識及び技能が習得されるようにすること。」(2)は「思考力、判断力、表現力等を育成すること。」

(3)は「学びに向かう力、人間性等を涵養すること。」となります。

そこで、調査の観点における「項目2」の構成については、この「目標」に掲げられている様々な要素に照らしあわせて、その実現に資する教科書かどうかを調査研究する視点をまずは、入れさせていただいております。

さらに、補足いたしますと、教科書によっては、「分野別」に種目が分かれているものもあります。例えば、学習指導要領の冊子の真ん中下のページ番号で、104ページ「第8節 技術・家庭」をご覧ください。教科としては、「技術・家庭」と1つになっており、「第1 目標」に、共通の目標が、国語と同じ構成で示されています。

しかし、教科書が、「技術分野」と「家庭分野」の2種目に分かれていることから、この場合は、同じ104ページの中段に、「技術分野」の目標が、さらに、108ページには「家庭分野」の目標が、教科全

体の目標と同じ構成で示されております。このような場合は、「分野別の目標」を観点に盛り込むようにいたしました。「社会科」においても、「地理的分野」「歴史的分野」「公民的分野」の3種目は、同様の取扱いをしております。

また、先ほどご説明しました、目標を構成する「3つの柱」につきましても、教科や分野によっては、その記述内容の多さや、教科の特性上、細分化した方がよいと判断させていただき、「知識の理解」と「技能の習得」を別々の観点にしている場合や、「思考力・判断力」と「表現力」を別々の観点にしている場合もあります。よって、項目2の観点7つのうち、「目標」に関わる観点数が、4つから7つの幅があります。

残りの観点につきましては、特に、学習指導要領における各教科及び各分野の「指導計画の作成と内容の取扱い」にて示されている、指導上の留意点や工夫を図りたいことから、その種目に関わって、「項目1」の5観点との関連性を考慮しながら設定をさせていただいております。

また、国語科の「書写」、社会科の「地図」、そして、音楽科の「器楽」については、その種目の特性上、「目標」ではなく、学習指導要領に示された「内容」や「指導計画の作成と内容の取扱い」に記載されている事柄を中心に観点化しております。

それでは、説明が長くなっている中、恐れ入りますが、種目ごとに、「項目2」の部分について、簡単にご説明いたします。

まずは、「調査の観点」3ページの「国語」です。項目2の①は、国語科の目標に示された「めざすべき資質・能力」です。②は、身に付けさせたい「知識・技能」です。③は、身に付けさせたい「思考力・判断力・表現力」です。④は、身に付けさせたい「学びに向かう力」です。⑤～⑦は、「内容の取扱い」において、工夫・配慮しなければならないことがらです。

次に、4ページの「書写」です。項目2の①～⑤は、学習指導要領の「国語」の中で、「書写」に関わって指導すべき「内容」を列挙しております。⑥と⑦は、同じく「書写」に関わって、「内容の扱い」にて配慮しなければならないことがらです。

次に、5ページの社会科の「地理的分野」です。項目2の①は、地理的分野における目標に示された「めざすべき資質・能力」です。②は、身に付けさせたい「知識」です。③は、身に付けさせたい「技能」です。④は、身に付けさせたい「思考力・判断力」です。⑤は、身に付けさせたい「表現力」です。⑥は、身に付けさせたい「学びに向かう力の前段」です。⑦は、身に付けさせたい「学びに向かう力の後段」です。

次に、6ページの社会科の「歴史的分野」、さらに7ページの「公民的分野」ですが、先ほどの、「地理的分野」と同じ構成としております。

次に、8ページの「地図」ですが、「地理的分野」のみならず、全分野を通じて、活用する教科書であることを踏まえて、次のようにさせていただきました。項目2の①は、社会科の目標にある、身に付けさせたい「知識・技能」です。②は、同じく社会科の目標にある、身に付けさせたい「思考力・判断力・表現力」です。③～⑦については、各分野や教科全体の「内容の取扱い」から、地図や資料の活用に関する事柄を選んでおります。

次に、9ページの「数学」です。項目2の①は、数学科の目標に示された「めざすべき資質・能力」です。②は、身に付けさせたい「知識」です。③は、身に付けさせたい「技能」です。④は、身に付けさせたい「思考力・判断力」です。⑤は、身に付けさせたい「表現力」です。⑥は、身に付けさせたい「学びに向かう力」です。⑦は、数学科の「内容の取扱い」で工夫を求められている事柄です。

次に、10ページの「理科」です。項目2の①は、理科の目標に示された「めざすべき資質・能力」

です。②は、身に付けさせたい「知識」です。③は、身に付けさせたい「技能」です。④は、身に付けさせたい「思考力・判断力・表現力」です。⑤は、身に付けさせたい「学びに向かう力」です。⑥と⑦は、理科の「内容の取扱い」で配慮及び工夫を求められている事柄です。

次に、11ページの「音楽（一般）」です。項目2の①は、音楽科の目標に示された「めざすべき資質・能力」です。②は、身に付けさせたい「知識」です。③は、身に付けさせたい「技能」です。④は、身に付けさせたい「思考力・判断力・表現力」です。⑤は、身に付けさせたい「学びに向かう力」です。⑥と⑦は、音楽科の「内容の取扱い」で工夫を求められている事柄です。

次に、12ページの「音楽（器楽）」です。項目2の①～⑤は、音楽科の「内容」において、「器楽の活動」において身に付けなければならいとされている事柄です。⑥と⑦は、音楽科の「内容の取扱い」で器楽の活動や音楽表現において、配慮や工夫を求められている事柄です。

次に、13ページの「美術」です。項目2の①は、美術科の目標に示された「めざすべき資質・能力」です。②は、身に付けさせたい「知識」です。③は、身に付けさせたい「技能」です。④は、身に付けさせたい「思考力・判断力・表現力」です。⑤は、身に付けさせたい「学びに向かう力」です。⑥と⑦は、美術科の「内容の取扱い」で配慮と工夫を求められている事柄です。

次に、14ページの「保健体育」です。項目2の①は、保健体育科の目標に示された「めざすべき資質・能力」です。②は、身に付けさせたい「知識・技能」です。③は、身に付けさせたい「思考力・判断力・表現力」です。④は、身に付けさせたい「学びに向かう力」です。⑤～⑦は、保健分野の「内容」について、身に付けさせたい事柄です。

次に、15ページの技術家庭科の「技術分野」です。項目2の①は、技術分野の目標に示された「めざすべき資質・能力」です。②は、身に付けさせたい「知識」です。③は、身に付けさせたい「技能」です。④は、身に付けさせたい「思考力・判断力」です。⑤は、身に付けさせたい「表現力」です。⑥は、身に付けさせたい「学びに向かう力」です。⑦は、技術・家庭科全体の「内容の取扱い」で配慮を求められている事柄です。

次に、16ページの「家庭分野」ですが、先ほどの「技術分野」と同じ構成で、⑥と⑦は、同じ観点としております。

次に、17ページの「外国語（英語）」です。項目2の①は、英語科の目標に示された「めざすべき資質・能力」です。②は、身に付けさせたい「知識」です。③は、身に付けさせたい「技能」です。④は、身に付けさせたい「思考力・判断力・表現力」です。⑤は、身に付けさせたい「学びに向かう力」です。⑥と⑦は、英語科の「内容の取扱い」で工夫を求められている事柄です。

最後に、18ページの「道徳」です。この種目は、「特別の教科」ということもあり、目標の構成が、他の教科とは異なり、3つの要素に分かれておりません。そこで、項目2の①は、道徳科に示された「目標」そのものを観点にしています。②～⑦は、道徳科の「内容の取扱い」から、工夫や配慮が求められている事柄を観点にしております。

以上、長くなりましたが、説明させていただきました。

この後、ご審議いただき、確定をしていただいた後、各地区部会におきまして、それぞれの観点から各採択地区の実情や課題においてどの観点をより大事にするのか、重点化についてご審議いただくこととなります。詳しくは、後ほど説明させていただきます。

最後に、諮問文に「ICT機器を活用した学習環境の新しい授業様式に考慮し」という文言が入っております。これにつきまして、趣旨としましては、学習者用端末など情報機器を適切に活用した学習活動や、昨今の新型コロナウイルス感染症対策に関わりましてオンライン学習の必要性が顕在化し

ていることに伴って、これまでにない学習形態の必要性も新しい要素として考慮していく必要があるだろうという趣旨として入っております。

実際に観点の中としましては「ICT機器の活用」という言葉も出てきてはおりませんが、大阪市教育振興基本計画の2つの最重要目標の中の1つで、体力・学力の向上というのがございます。その施策として、本市としましてもICT機器の整備等を進めておりますので、項目1の観点2番のところでそういったICT機器の活用については取り扱うものとさせていただきたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

(委員長)

どうもありがとうございました。

非常に長い説明でございましたが、調査の観点につきまして、何かご質問であるとかご意見とかございましたらお願いします。

(委員)

まず、確認から入りたいのですが、今、教育委員会のほうから水口委員長に宛てられた諮問の中に、基本的な目標に基づいて調査研究を行うこととありまして、それが調査の観点の基本的な目標というのはこのことでよろしいですね。確認ですけど。

(事務局)

はい。教育基本法、学習指導要領、振興基本計画等ということになっております。

(委員)

この調査の観点の中の1番、調査の基本的態度という中にこの言及が冒頭にありまして、先ほどの諮問の書面から見ますと、この基本的な目標というのが今回の教科書選定に当たっての最上位の概念ということで考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

全種目に共通する一番大事なことかなというふうには考えております。

(委員)

最上位の概念ということでよろしいですか。

(事務局)

はい、それが大前提であると考えております。

(委員)

分かりました。次に、具体的な種目の選定基準のところなんですけども、2の内容の取扱いというところですが、今のご説明だと、例えば国語をいきますと、①から④は学習指導要領の第1の目標のところに掲げてあること、ほぼそのまま書いてありますよということですね。⑤、⑥、⑦は、これはどこから来ているのでしょうか。

(事務局)

学習指導要領にある、「内容の取扱い」のところで留意されているところございますが、そこを使用させていただいているのがほとんどかになります。

(委員)

分かりました。次に、内容の取扱いのこの7項目をどのような基準で選んだのかについて。といいますのは、今後、地区部会に入って、これを審議するわけですが、この後、3時半から地区部会が始まりますね。ということは、ここについて審議する時間って今日は多分設けられていないのではないかと、これをまず1つは指摘しておきたいというふうに思います。もちろんこの中から地区部会で選んでいくはずなので、地区部会の独立性というはある程度あるのですが、ただ、既にこの中から選んでくださいというものになっていますので、ここを選んだ基準とか、何に基づいて、どういう根拠で選んだのかということについては示されるべきでありまして、今の話でいくと、学習指導要領の中に書いてありますということでは、大阪市の教科書選定としての説明にはなっていないかなと思っておりますので、その辺のご説明をお願いします。

(事務局)

すいません、説明が長くなって、審議の時間が取れなくなっていること、申し訳ございません。

今のご質問の中身につきましては、「内容の取扱い」もいろいろある中で一定の選定をさせていただく、そのよりどころに関するご質問なのかなと考えます。項目1にあります5観点がございますが、そこに関連づけて、特に課題解決的なことに学習とか、新しい、対話的・主体的で深い学び等、これから求められていく、あるいは大阪市の学力向上、あるいは人間関係を通じて学びをしていくということが求められてくるのではないかと思いますので、そういうところを留意させていただきまして選んでいるというところでございます。

(委員)

時間の関係もあるので最後にしたいのですが、僕はその今、回答としては、大阪市の最上位概念である教育振興基本計画にのっとり、それを踏まえてというか、それに基づいて選んでおりますというのが僕は正しい回答だったのではないかと、このように思っております、今のご回答ではよく分からなかったです。

(事務局)

項目1の①と②が大阪市教育振興基本計画によるものでございまして、そこで踏まえさせていただいていると認識しております。

(委員)

そうなる、どう踏まえているのかということ、根拠を示さないといけないということです。

(事務局)

そうですね。具体的には、大阪市の子どもたちにどう学力をつけていくのか、その施策に関わって、

先ほど申し上げた、課題解決に向けた学習であったりとか、あるいは人間関係を通じて、子どもの安心安全に関わってくる話かと思えますけど、人との関わりを通じて学びを進めていくというところがそうかなと考えています。そういうところに資する観点という意識で選ばせてもらっております。

(委員長)

委員のご質問の中で、内容の取扱いというのは学習指導要領に基づいて作成をしたということで事務局のほうから返答があったと思うのですが、それが一体どういうふうなチョイスの仕方をしたのかということの問合せというふうに私は受け取ったんですが、そういうことですか。

(委員)

最後ですけれども、先ほど言いましたように、これは大阪市の教科書選定なので大阪市の最上位概念に沿って、必ずそういうのを基準、例えば内容の取扱いとかその他の要素というのは項目として選ばれているべきだと思いますというのが1つ。

そういうことであるならば、どういう基準に基づいて、根拠は何で選ばれたということをちゃんと示した上で、この選定委員会で議論があって、承認して、それが地区部会に行くという形でなければやっぱりちょっとおかしいのではないかということをお願いしたかったと。

(事務局)

事務局の初等・中学校教育担当の福山でございます。

今のご質問ですけれども、調査の観点の1ページを改めてお開きいただきたいと思いますが、大阪市教育振興基本計画の一番大きな目標としまして、目指すべき目標というのが(1)の四角囲みのほうにあらうかと思うんですけれども、ここの2段落目に「社会が多様化し激しく変化する中で、国際化の進展や未曾有の災害の発生等に立ち向かう『生き抜く力』を備え、こういう「未来を切り拓く心豊かな子どもたちをはぐくむ」という、こういう目標像がございます。

今般、学習指導要領が告示された折にも、2030年の社会を想定しながら議論されてきたというようなことがあります。本市としても、なかなか将来を見通せない社会の中で、子どもたちがあらゆるものを自分の課題として、自分の問題として捉えて、それを解決しようとする力、これをつけていかせたい。それから、個人で解決していくのではなくて、やはり他者と協力しながら解決していく、そういう力をつけさせたいということがここにあると思います。

そういう観点から、各種指導要領の課題解決的な学習を進める内容でありますとか、それから、他者と協力しながら進めていくような学習、そういう内容の取扱いのところをチョイスさせていただいたというところでございます。以上でございます。

(委員長)

今の事務局のお答えとしては、教育振興基本計画に基づいたところから、学習指導要領を踏まえて、そこからチョイスをしてきたという答えだと思いますが、それをチョイスしてきたところのよりどころはどこにあるんだということの十分な返答にはなっていないのかなと思います。それについては、今回についてはそれを踏まえて対応したということでご理解いただけたらありがたいです。それについては、次のところでのやはり課題としては認識をしているというところになると思います。というふうに私のほうでは感じておりますので、その旨よろしくお願ひしたいと思います。

(委員)

失礼します。まず1つ目が、観点の①のところですけど、大阪市教育振興基本計画等との関連ということで、この「等」には当然、教育基本法や学習指導要領が含まれているということですね。

その上で、①と②については、大阪市教育振興基本計画の最重要目標に沿ったものになっているかというところやと思いますが、学校現場からしますと、教科書を選定する観点なんかに、教科書を通して子どもたちに育む力という、将来大阪市の子どもたちにこういうことになってほしいということでは選ぶのですが、具体的に教科書を選ぶ際には少し分かりにくい表現になってないかなというふうに感じて見させてもらいました。

なかなか子どもたちが安心して成長できる社会の実現に配慮されているかというのを、どんなふうに見ながらそこを見いだしたらいいのかというのはちょっと難しいかなと思ったのが1点と、もう1つ、「心豊かに力強く生き抜き、未来を切り拓くための学力」というところが、やっぱり4番の「論理的思考力・判断力、豊かな表現力」、これに関しては文部科学省のほうから、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力、豊かな表現力」というような表現を使いながら新学習指導要領を私たちに示してもらっているので、この部分は重なっているのではないかと感じたりして、少し観点の方針というか、私たちが書くときにちょっと難しいかなというふうに感じました。以上です。

(事務局)

ありがとうございます。観点①と②につきましては、本市の抱えている最重要目標ですから、その実現に向けて学校教育等で教育活動しているという前提で、教科書もその1つ、教材の1つとして考えるときに、それをどう捉えて、どう教科書の中身に落とし込んでいくかという部分の課題の難しさはご指摘のとおりかと思えます。これは大事にさせていただきたいというのが1つと、今日的な教育課題に関わるところで、より具体的な、思考力、判断力というところにつきましても、より大事なことと思っています。重なる部分はあるかと思えますけど、そういう視点で見ていただく形でご理解いただきたいと考えております。

(委員長)

よろしいでしょうか。少し長くなりましたが、調査の観点については、今年度についてはこの形でそれぞれの地区部会のほうで活用していくということで、選定委員会としてはこの形で承認をしたいと思えます。

異議がないようでしたら、拍手でご承認いただきたいと思えます。よろしく願いいたします。《拍手》

(委員長)

どうもありがとうございます。続きまして、答申関係資料につきまして、事務局に説明のほうをお願いいたします。

(事務局)

ご審議どうもありがとうございました。この後、地区部会において、それぞれ各種目の20観点ございますが、その重点化をしていただくということで、ご説明させていただきます。

具体的には、今申しました各種目20個の観点が決まっていますが、その中でもそれぞれの採択地区の実情や課題を踏まえまして、より大切にしたい観点を重点化という形で、各種目につきまして5つ程度選ぶ作業を進めていただきます。その結果を、今後開催されます学校調査会、専門調査会において、その重点化を踏まえた調査の観点を提示させていただきます、調査研究をしていただきたいと思いますと考えています。

お手元に、左肩にホチキス留めしています「令和2年度使用教科用図書答申資料（第1地区）」をご覧ください。これはあくまで昨年度の小学校採択において、実際に選定委員会で取りまとめたいただいて教育委員会に答申していただいたものの一部で、第1地区の国語の東京書籍のものです。便宜上、第1地区の1枚目の答申はこれでございますので、特にこの教科書を選んできたのは他意ございませんということだけ確認させていただきますが、観点の項目としては異なりますが、同様の資料を各地区につき全種目作っていただくというのが最終答申でございます。

そこで、2枚目をごらんください。

タイトルが「令和3年度使用教科用図書選定に係る専門調査会結果（第〇地区）」とあります。中身は空白ですが、先ほどの答申資料と枠組みがよく似ていることがお分かりだと思います。資料のタイトルは答申資料ではなく、専門調査会結果となっております。つまり、これから採択地区ごとに各種目で専門調査会が開かれていきますが、調査研究が重点化された調査の観点に基づいて行なってまいります。

この用紙は、この結果を第2回選定委員会の地区部会で、各専門調査会の結果として報告するための書式になります。前段に総評を持ってきまして、総評の下が、大きく下2つに分割されています。特に優れている点と、特に工夫・配慮を要する点につきまして調査研究で明らかになったことをそれぞれ箇条書でまとめていただくということになります。

調査会に対しましては、できるだけ多くの観点について記入するということをお願いをしていますが、特にこの後、重点化していただく観点につきましては必ずその結果を、「特に優れている」であろうが、「工夫・配慮を要する」であろうが、入れていくようお願いしたいと思います。特にその重点化した観点につきましては、この上の総評のところにも転載という形でしていきます。そうすると、総評のところ和重点化した観点に関する各調査報告が箇条書で出てきますが、その内容を教科書会社間で見比べることで一定優位性の違いが見えてくる、そういう資料になるかと考えております。

第2回以降の地区部会においては、この調査結果をもとに、「答申資料」へとつなげていただくことになります。

また、同じく3ページを横長の表をご覧ください。A4サイズにしており、見にくくなっておりますが、こちらは、各校で実施します「学校調査会」の調査結果を報告する書式です。実際は、紙ベースではなく、エクセルファイルとして、電子上で作成していただき、校務支援システムを活用して、事務局にて集約するようにいたします。「コメント」を入力できる欄は設けますが、先ほどの「専門調査」とは異なり、各種目、各発行者について、それぞれの観点ごとに「特に優れている点」や「特に工夫・配慮を要する点」があれば、エクセルのプルダウンメニューで選択できるようにしてあります。

ただ、学校間の調査基準を平準化する趣旨から、各項目において、「優れている」も「工夫を要する」も、それぞれ、「最大2個まで選べる」ことといたします。

少し見にくいですが、「学校図書」の項目2のセルが濃く色がついているかと思いますが、「特に優れている」が「3個」入っていることから、エクセル上では、セルが赤くなるようにして、エラー表

示を出すようにしておきます。また、あくまで「最大2個まで」ですので、「必ず2個選ぶ」のではありません。

そして、4ページに、各校から出てきた調査結果を集計した表をつけております。第2回選定委員会(地区部会)では、この一覧表と、「コメント」を集約したものをお示しさせていただきます。また、その前に、専門調査会の終盤においても、同様の情報提供を行い、専門調査結果にも、この学校調査の結果を踏まえることができるようにしていきます。

なお、別刷りで、教科書展示会「ご来場の皆様へのアンケート」が入っておりますが、こちらは、市内31箇所の教科書センターで、教科書展示会に置くアンケート用紙です。第2回以降の選定委員会で、回収したアンケートの集計結果やアンケートそのものを閲覧いただこうと考えています。説明は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。

答申関係資料につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

(委員長)

それでは、続きまして、事務日程及びこの後の地区部会について、事務局より説明をいたします。

(事務局)

失礼いたします。別紙で事務日程というのがあるかと思えます。1枚、表になっています。今日は2日でございますので、丸印、第1回選定委員会となっておりますが、まず、今週の4日と5日に、学校調査会と専門調査会の説明を地区ごとでさせていただきます。実際には調査は週明けの8日から各調査を進めさせていただきたいと思っております。学校調査は7月2日を最終、専門調査は7月10日を最終と考えまして、その結果をまとめましたものを第2回目の選定委員会地区部会の報告を行っていただいて、審議のほうも進めていただくこととなります。

日程のところ、第2回目、第3回目は、皆様のご予定を確認しながら決めていきたいと考えています。

先ほど申しました教科書センターのアンケートにつきましても、何段階かに、締切りを設けて回収していきまして、そのときの直近の数字を選定委員会等で報告をさせていただきたいと考えています。

最終的には7月末に地区部会で答申をまとめていただきまして、7月31日をめどに選定委員長に報告する連絡会を開催したいと考えております。その後、8月上旬の教育委員会会議に答申していただきまして、8月下旬の教育委員会会議で、採択の運びとなります。

この後、地区部会をさせていただきますが、会場についてご案内をさせていただきます。まず、第1地区部会の皆さんにつきましては、この研修室5で行わせていただきます。少し会場セッティングを変更させていただきます。第2地区の皆様につきましては、同じく8階の研修室6へ移動をお願いします。第3地区につきましては、1つフロアを下りていただきまして、7階に研修室4というお部屋がございますので、そちらのほうに移動をお願いします。第4地区部会の皆さんは、申し訳ありません、5階まで下りていただきまして、講義室という部屋がございます。なお、ご足労をおかけしますが、5階ではスリッパに履き替えていただきます。下駄箱がありますので、履き替えてください。

なお、地区部会終了後はそれぞれ解散となりますので、この会場を出られる際にお忘れ物等がないようお願いいたします。なお、資料等の預かりについては地区部会の最後に連絡させていただきます。

すので、ひとまず、お手数ですが全てをお持ちいただきまして、地区部会の会場へと進んでいただきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。

昨年度より、1採択地区より4採択地区のほうへ変更がございましたので、昨年度も様々な課題がある中で、今年度はまた新たに形を少し変更させていただいて、選定委員会を4つに分けて、そこで教育委員会のほうに答申をしていくというふうな形にさせていただいております。それにつきまして、今回のこの第1回目の選定委員会の中では調査の観点の作成の方向について1つご提案がございましたので、そのことについてはまた事務局のほうで改めて今後検討課題として考えていただいたらありがたいなと思います。

この後、引き続き、地区部会でご議論いただくこととなります。答申作成までは各委員の皆様にはご負担とご苦勞をおかけいたしますが、本市の子どもたちが採択地区ごとにふさわしい教科書を手にとって新しい学びに向かっていくことができるよう、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、各地区部会の会場への移動をお願いいたします。どうもご苦勞さまでございました。ありがとうございました。